

慢性閉塞性肺疾患(COPD)の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

慢性閉塞性肺疾患(COPD)は、主としてたばこの煙など体に有害な物質を長期間吸入・曝露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては咳、痰、息切れを特徴とします。

現在、COPDは、「健康日本21」において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置付けられています。COPDでは、肺胞が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下します。ここで一度破壊されてしまった肺(気管支や肺胞)は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になります。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル(健康な状態と要介護状態の中間段階)に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されています。

さらに、COPDは循環器疾患(狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患)、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されています。日本COPD疫学研究の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされていますが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2000人とどまっており、約500万人が未診断であると考えられる中、COPDの早期診断・早期治療への取組の強化が必要です。

よって政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求めます。

記

1. 地域の医療機関への、COPDを診断するスパイロメーターの配備支援と同時に、適切な治療やケア提供体制を可能にする医療専門職育成の推進と、認知啓発活動を推進すること。
2. 地方自治体における受診勧奨対策に対しての財政支援や保険者努力支援制度など、COPDの重症化や増悪を抑えるための取組を行うこと。
3. 新規治療薬開発のサポート体制を強化すること。

以上、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年11月12日

摂津市議会